平成２５年（フ）第８５０９号
東京都台東区清川２丁目36番12号
破産者　株式会社都堂
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５１０号
千葉県松戸市栄町８丁目641―21
破産者　佐原　宣行
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５６６号
千葉県千葉市中央区鵜の森町１―３
破産者　新華ハウジング有限会社
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５６７号
千葉県千葉市中央区仁戸名町455―２―103、住民票上の住所千葉県千葉市中央区鵜の森町１―３
破産者　長谷川新二
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６０７号
東京都豊島区東池袋３丁目７番８号
破産者　有限会社インシエメ
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６０８号
東京都豊島区東池袋２丁目38番４―1806、住民票上の住所北海道恵庭市文京町２丁目12―３―106
破産者　山岡　慎哉
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６０９号
東京都杉並区和泉２丁目５番46号
破産者　フェニックス株式会社
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６１０号
東京都杉並区和泉２丁目５―46
破産者　市原　照久
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６１７号
東京都渋谷区神宮前３丁目10番９号
破産者　株式会社プラクティスカンパニー
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６１８号
東京都あきる野市秋川４丁目３―１―101
破産者　川崎　伸夫
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６４９号
東京都世田谷区玉堤１丁目16番18号
破産者　株式会社ツクバ建興
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６６３号
神奈川県相模原市緑区西橋本５丁目４番21号
破産者　ジェネレックス株式会社
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６６４号
東京都八王子市大谷町70―９―302
破産者　橋本　昭彦
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７２５号
東京都文京区関口１丁目８番６号　メゾン文京区関口Ⅱ・1006号
破産者　有限会社サン・クリエート
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８６６号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台16―３―405
破産者　原口　　剛
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１０５号
東京都八王子市館町1097　館ケ丘団地２―10―501
破産者　島垣　　智
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１５８号
東京都府中市是政５丁目４―２―302
破産者　明石　良治
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３１８号
東京都千代田区東神田１丁目11―７―209
破産者　唐川　幸子
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３１９号
東京都千代田区東神田１丁目11―７―209
破産者　唐川　直子
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３２９号
東京都江戸川区船堀７丁目６―６　第２コーポ田中103、開始決定時の住所東京都江戸川区南篠崎町５丁目６―10―402
破産者　濱田　重雄
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４４３号
東京都葛飾区四つ木１丁目23―13
破産者　松本　勝二
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４５１号
東京都台東区日本堤２丁目14―７　中井方
破産者　白土久美子
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部